

A社：大阪市北区所在 免許更新回数（3）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（マイナビ賃貸・自社HP）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年6月23日時点の広告について、同年3月31日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は同年3月14日に契約済みで取引不可であった。

中古マンション3物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年2月10日に情報登録後、同年3月30日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年7月13日まで広告していた。
- ◎ 平成29年7月13日時点の広告について、同年5月9日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は同年4月30日に契約済みで取引不可であった。
- ◎ 平成29年3月10日に情報登録後、同年4月7日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年7月13日まで広告していた。

■ 表示基準違反

- ◎ 小・中学校を記載 ⇒ 物件までの道路距離不記載。（3件）